

○総理府令第 号

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八条第一項及び第二項第一号、第十二条第一項及び第二項（同法第十三条第三項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項、第二十九条第四項（同法第三十条第二項において準用する場合を含む。）第三十二条第二項、第四十一条第二項並びに第四十五条第三項並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第 号）第四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則を次のように定める。

平成十一年 月 日

内閣総理大臣 小淵 恵三

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

（排出基準）

第一条 ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第八条第一項の排出基準は、大気排出基準にあつては別表第一の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度

とし、水質排出基準にあつては別表第二の上欄に掲げる施設につき同表の下欄に掲げる許容限度とする。

（測定方法）

第二条 法第八条第二項第一号及び第四十五条第三項並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の総理府令で定める方法は、次のとおりとする。

一 排出ガスを測定する場合にあつては、日本工業規格K〇三一一によるほか、次によること。

イ 排出ガスの採取に当たっては、通常の操業状態において（令別表第一第五号に掲げる施設にあつては、燃烧状態が安定した時点から一時間以上経過した後）、原則四時間以上採取すること。

ロ 採取したガスは、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態のものに換算すること。

ハ 令別表第一第一号及び第五号に掲げる施設からの排出ガスを測定する場合にあつては、日本工業規格K〇三一一の七・四・三の備考の酸素濃度による補正を行うこと。この場合、換算する酸素の濃度（On）は令別表第一第一号に掲げる施設にあつては十五パーセント、令別表第一第五号に掲げる施設にあつては十二パーセントとすること。

ニ 排出水を測定する場合にあつては日本工業規格K〇三一一によること。

三 法第四十五条第三項に基づき測定する場合には、前二号の規定によるほか、次によること。

イ 同一試料について二回分析を行い、それらの分析によるダイオキシン類の量（法第八条第二項第一号に規定する換算の方法により換算した量をいう。以下この号において同じ。）のうち小さい方を測定結果とすること。

ロ 次のいずれにも該当する場合にあつては、同一試料について再度の分析を行い、当該再度の分析によるダイオキシン類の量がイの測定結果より小さい場合は、イの規定にかかわらず、当該再度の分析によるダイオキシン類の量を測定結果とすること。

- イによる測定結果が排出基準又は総量規制基準に適合しないとき

- 別表第三の中欄に掲げる異性体（当該異性体についてのイに規定する分析による二回の測定量がいずれも定量下限以上であるものに限る。）のうち少なくとも一の異性体について、当該二回の測定量の平均値と、当該二回の測定量のうち小さい方との差が、当該平均値に十分の三を乗じて得た値を超えるとき

（二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの毒性への換算）

第三条 法第八条第二項第一号に規定する二・三・七・八―四塩化ジベンゾーパラ―ジオキシンの毒性への換算は、別表第三の中欄に掲げる異性体の測定量ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数量を合計してするものとする。ただし、それぞれの異性体の測定量が定量下限未満である場合にあつては、当該異性体の測定量は零として換算する。

（特定施設の設置等の届出）

第四条 法第十二条第一項、第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。

2 法第十二条第二項の総理府令で定める事項は、ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項、緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法並びに大気基準適用施設にあつては第一号、水質基準適用事業場にあつては第二号に掲げるものとする。

一 排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統並びに排出ガスの測定箇所

二 用水及び排水の系統

（受理書）

第五条 都道府県知事又は令第八条に定める市の長（以下「指定都市の長等」という。）は、法第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出を受理したときは、様式第二による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

（氏名の変更等の届出）

第六条 法第十八条による届出は、法第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第三による届出書によって、特定施設の使用の廃止に係る場合にあっては様式第四による届出書によってしなければならない。

（承継の届出）

第七条 法第十九条第三項による届出は、様式第五による届出書によってしなければならない。

（測定結果の報告）

第八条 法第二十八条第三項による報告は、様式第六による報告書によってしなければならない。

（届出書の提出部数等）

第九条 法の規定による届出又は法第二十八条第三項の規定による報告は、届出書又は報告書の正本にその

写し一通を添えてしなければならない。

（フレキシブルディスクによる手続）

第十条 届出者又は報告者が、次の各号に掲げる書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第七のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出又は法第二十八条第三項の規定による報告をしたときは、その提出を受けた都道府県知事又は指定都市の長等は、そのフレキシブルディスク等の提出を次の各号に掲げる書類による届出又は報告に代えて、受理することができる。

一 様式第一（別紙一から別紙六までを含む。）による届出書

二 様式第三による届出書

三 様式第四による届出書

四 様式第五による届出書

五 様式第六（別紙を含む。）による報告書

2 前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、前条の規定にかかわらず、フレキシブル

ディスク並びに様式第七のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を提出することにより行うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

第十一条 前条第一項のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 日本工業規格X六二二二に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
(フレキシブルディスクへの記録方式)

第十二条 第十条第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X

六二二五

- 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一

2 第十条第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八による図形文字並びに日本工業規格X〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第十三条 第十条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 届出者又は報告者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

二 届出年月日又は報告年月日

（立入検査の身分証明書）

第十四条 法第二十七条第五項及び法第三十四条第三項の証明書の様式は、様式第八のとおりとする。

（ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の公告等）

第十五条 法第二十九条第四項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、

ダイオキシン類土壤汚染対策地域（以下この条において「対策地域」という。）を指定した年月日を明らかにするとともに、次の各号の一以上により対策地域の区域を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。

一 市町村、大字、字、小字及び地番

二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向

三 平面図

2 法第二十九条第四項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通知は、次に掲げる事項を記載した報告書又は通知書に対策地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。

一 対策地域の区域

二 対策地域の面積

三 対策地域を指定した年月日

（ダイオキシン類土壤汚染対策計画に係る軽微な変更）

第十六条 法第三十二条第二項の総理府令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする

る。

一 法第三十一条第二項第一号イ若しくはロ又は第二号に規定する事業に係る事業費の額若しくは実施地域の面積の十パーセント未満の変更

二 前号に掲げる事業の内容の変更（主要な部分の変更を伴わず、周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれがないと認められるものに限る。）

三 法第三十一条第二項第一号ロに規定する措置（事業を除く。以下この号において同じ。）のより軽微な措置への変更又は措置を講ずる期間の短縮

（指定都市の長等の通知すべき事項）

第十七条 法第四十一条第二項の総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項のうち、指定地域内の大気基準適用施設に係るもの

イ 法第十二条第一項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十八条並びに第十九条第三項の規定による届出の内容

ロ 法第二十八条第三項の規定による報告の内容

八 法第三十五条第二項の規定による通知の内容

二 ダイオキシン類による大気又は土壌の汚染の状況

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、法の施行の日（平成十二年一月十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に設置されている大気基準適用施設（設置の工事がされているものを含み、令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間あたり二〇〇キログラム以上のものに限る。）及び同表第二号に掲げる電気炉にあつては、平成九年十二月二日以降に設置の工事が着手されたものを除く。）に係る大気排出基準は、別表第一の規定にかかわらず、平成十四年十一月三十日までの間は附則別表第一の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とし、平成十四年十二月一日から当分の間は附則別表第二の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とする。

2 この府令の施行の際現に設置されている水質基準対象施設（設置の工事がされているものを含む。）のうち附則別表第三の上欄に掲げる施設に係る水質排出基準は、別表第二の規定にかかわらず、平成十五年一月十四日までは附則別表第三の上欄に掲げる施設ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とする。

第三条 平成十二年三月三十一日までの間は、様式第八中「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則」とあるのは「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則」と

、「環境庁長官又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「定める所（特別区を含む。次項において同じ。）」とあるのは「定める所」と、「が行うこととする」とあるのは「に委任する」とする。

（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正）

第四条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この府令において「排水基準」とは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により関係府県知事が排水基準を定めた場合にあつては、その排水基準）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八条第一項の排出基準（排水

に係るものに限る。以下この項において同じ。）（同条第三項の規定により関係府県知事が排出基準を定めた場合にあつては、その排出基準）をいう。

第三条第一項を次のように改める。

第三条 法第五条第二項第八号の総理府令で定める事項は、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設にあつては用水及び排水の系統とし、ダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設にあつては用水及び排水の系統、ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項並びに緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法とする。

第七条の二第一号中「（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項の排水基準及び同条第三項の規定による排水基準をいう。以下同じ。）」を削る。

様式第一中「種類の欄には、」のトヨ「当該特定施設が」を加え、「別表第一に掲げる」を「別表第一又はダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第 号）別表第2のいずれに該当するか、並びに当該別表に掲げる当該特定施設の」を加える。

様式第二中「種類の欄には、」のトヨ「当該特定施設が」を加え、「別表第一に掲げる」を「別表第1

又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第２のいずれに該当するか、並びに当該別表に掲げる当該
並列施設の」を加える。

（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 前条の施行の際現にある同条による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

（環境庁組織規則の一部改正）

第六条 環境庁組織規則（昭和四十六年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「もの」の下に「及び同条第三号に規定する事務のうち耐容一日摂取量の設定に関するもの」を加える。

第二十五条第二項中「及び同条第八号から第十一号までに規定する事務」を「、同条第八号及び第十号から第十二号までに規定する事務並びに同条第九号に規定する事務（地下水の水質の汚濁に係るものを除く。）」に改める。

第二十六条第二項中「事務」の下に「及び同条第九号に規定する事務（地下水の水質の汚濁に係るもの

に限る。」を加える。

第二十七条第二項中「同条第五項」を「同条第七項」に改める。

附則別表第一 既存施設に係る平成十四年十一月三十日までの大気排出基準（附則第二条関係）

令別表第一第一号に掲げる焼結炉		一立方メートルにつき二ナノグラム
令別表第一第二号に掲げる電気炉		一立方メートルにつき二十ナノグラム
令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、 焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき四十ナノグラム
令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、 溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき二十ナノグラム
令別表第一第五号に掲げる廃棄物の 焼却炉	焼却能力が一時間当たり、 四、〇〇〇キログラム以上	一立方メートルにつき八十ナノグラム
	焼却能力が一時間当たり、	一立方メートルにつき八十ナノグラム

備考 許容限度は温度が零度であつて、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。		
	二、 〇〇〇キログラム以上 ム	二、 〇〇〇キログラム未満
	焼却能力が一時間当たり、 一立方メートルにつき八十ナノグラ	二、 〇〇〇キログラム未満

附則別表第二 既存施設に係る平成十四年十二月一日から当分の間の大気排出基準（附則第二条関係）

令別表第一第一号に掲げる焼結炉		一立方メートルにつき一ナノグラム
令別表第一第二号に掲げる電気炉		一立方メートルにつき五ナノグラム
令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、 焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき十ナノグラム
令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、 溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき五ナノグラム
令別表第一第五号に掲げる廃棄物の 焼却能力が一時間当たり、		一立方メートルにつき一ナノグラム

焼却炉	四、〇〇〇キログラム以上	
	焼却能力が一時間当たり、 二、〇〇〇キログラム以上	一立方メートルにつき五ナノグラム
	四、〇〇〇キログラム未満	
	焼却能力が一時間当たり、 二、〇〇〇キログラム未満	一立方メートルにつき十ナノグラム
備考 許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。		

附則別表第三 既存施設に係る平成十五年一月十四日までの水質排出基準（附則第二条関係）

令別表第二第二号に掲げる二塩化エチレン洗浄施設	一リットルにつき二十ピコグラム
令別表第二第三号に掲げる廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	一リットルにつき二十ピコグラム
令別表第二第四号に掲げる廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設並びに灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	一リットルにつき五十ピコグラム
備考 この表の上欄に掲げる水質基準対象施設を有する工場又は事業場が同時に他の水質基準対象施設	

設を有し、それらの排水系統が一である場合において、別表第二又はこの表によりそれらの特定施設につき異なる許容限度の水質排出基準が定められているときは、当該排水系統からの排水水について、それらの基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

別表第一 大気排出基準（第一条関係）

令別表第一第一号に掲げる焼結炉		一立方メートルにつき〇・一ナノグラム
令別表第一第二号に掲げる電気炉		一立方メートルにつき〇・五ナノグラム
令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、 焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき一ナノグラム
令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、 溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき一ナノグラム
令別表第一第五号に掲げる廃棄物の	焼却能力が一時間当たり、	一立方メートルにつき〇・一ナノグラム

備考 許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。	焼却炉		
	四、	〇〇〇キログラム以上	ラム
	焼却能力が一時間当たり、	一立方メートルにつき一ナノグラム	
	二、	〇〇〇キログラム以上	
	四、	〇〇〇キログラム未満	
	焼却能力が一時間当たり、	一立方メートルにつき五ナノグラム	
	二、	〇〇〇キログラム未満	

別表第二 水質排出基準（第一条関係）

令別表第二第一号から第七号までに掲げる施設	一リットルにつき一。ピコグラム
-----------------------	-----------------

別表第三 二・三・七・八―四塩化ジベンゾーパラ―ジオキシシンの毒性への換算表（第三条関係）

種類	異 性 体		係 数
一 ポリ塩化	二・三・七・八―四塩化ジベンゾフラン	〇・一	
ジベンゾフ	一・二・三・七・八―五塩化ジベンゾフラン	〇・〇五	

ラン	二・三・四・七・八―五塩化ジベンゾフラン	○・五
	一・二・三・四・七・八―六塩化ジベンゾフラン	○・一
	一・二・三・六・七・八―六塩化ジベンゾフラン	○・一
	一・二・三・七・八・九―六塩化ジベンゾフラン	○・一
	二・三・四・六・七・八―六塩化ジベンゾフラン	○・一
	一・二・三・四・六・七・八―七塩化ジベンゾフラン	○・〇一
	一・二・三・四・七・八・九―七塩化ジベンゾフラン	○・〇一
	八塩化ジベンゾフラン	○・〇〇〇一
二　ポリ塩化	二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシシン	一
ジベンゾ―	一・二・三・七・八―五塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシシン	一
パラ―ジオ	一・二・三・四・七・八―六塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシシン	○・一
キシシン	一・二・三・六・七・八―六塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシシン	○・一
	一・二・三・七・八・九―六塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシシン	○・一

三 コプラナ ー ポリ塩化 ビフェニル	一・二・三・四・六・七・八ー七塩化ジベンゾーパラージオキシシン	○・○ー
	八塩化ジベンゾーパラージオキシシン	○・○○○ー
	三・四・四・五ー四塩化ビフェニル	○・○○○ー
	三・三・四・四ー四塩化ビフェニル	○・○○○ー
	三・三・四・四・五ー五塩化ビフェニル	○・ー
	三・三・四・四・五・五ー六塩化ビフェニル	○・○ー
	二・三・四・四・五ー五塩化ビフェニル	○・○○○ー
	二・三・三・四・四・五ー五塩化ビフェニル	○・○○○ー
	二・三・三・四・四・五ー六塩化ビフェニル	○・○○○五
	二・三・三・四・四・五ー六塩化ビフェニル	○・○○○五

	二・三・三・四・四・五・五―七塩化ビフェニル	〇・〇〇〇―
--	------------------------	--------

様式第 1（第 4 条関係）

特定施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事
市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

ダイオキシン類対策特別措置法第12条第 1 項（第13条第 1 項又は第 2 項、第14条第 1 項）の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		施 設 番 号	
特定施設の構造	大気基準適用施設にあっては別紙 1、水質基準対象施設にあっては別紙 4 のとおり。	審 査 結 果	
特定施設の使用の方法	大気基準適用施設にあっては別紙 2、水質基準対象施設にあっては別紙 5 のとおり。	備 考	
発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法	大気基準適用施設にあっては別紙 3、水質基準対象施設にあっては別紙 6 のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1、水質基準対象施設にあっては同令別表第 2 に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
- 6 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

特定施設（大気基準適用施設）の構造

工場又は事業場 における施設番号			
特定施設号番号及び名称			
型 式			
施設の設置場所			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規 模	原料の処理能力 (t / h)		
	変圧器の定格容量 (KVA)		
	炉の容量 (t)		
	焼 却 能 力 (k g / h)		
	火 床 面 積 (m ²)		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、令別表第 1 に掲げる施設に係る項目について記載すること。
- 3 特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場 における施設番号			
使用状況	1日当たりの使用 時間及び月使用 日数等	時～ 時 日 / 月	時～ 時 日 / 月
	季 節 変 動		
原料及び 燃料 (ダイオキ シン類の発 生に影響の あるものに 限る。)	種 類		
	使 用 割 合		
	原料又は燃料中 の塩素分の成分 割合(%)		
	1日の使用量		
排 出 ガ ス 量 (m ³ / h)		最大 通常	最大 通常
排 出 ガ ス 温 度 ()			
排出ガス中の酸素濃度(%)			
排出ガス中のダイオキシン 類の濃度(ng-TEQ / m ³ N)		最大 通常	最大 通常
その他参考となるべき事項			

- 備考 1 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 2 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 「その他参考となるべき事項」の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。

発生ガスの処理の方法

工場又は事業場における施設番号		
名称及び型式		
発生ガスの処理の内容		
処理の系統		
施設の設置場所		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

特定施設（水質基準対象施設）の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号				
設置場所				
操業の系統				
使用時間間隔				
1日当たりの使用時間				
使用の季節的変動				
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量				
汚水又は廃液の汚染状態	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m^3 /日)	通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項				

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日				年 月 日			
工事着手予定年月日		年 月 日				年 月 日			
工事完成予定年月日		年 月 日				年 月 日			
使用開始予定年月日		年 月 日				年 月 日			
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態及び量		通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m ³ / 日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

受 理 書

第 年 月 号 日

殿

都道府県知事 印
市 長

年 月 日次の届出書を受理しました。

届出の根拠	ダイオキシン類対策特別措置法第12条第 1 項（第14条第 1 項）
届出の内容	特定施設の設置（特定施設の構造の変更、特定施設の使用の方法の変更、発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法の変更）
届出に係る特定施設の種類	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 3（第 6 条関係）

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

都道府県知事
市長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前		整 理 番 号	
	変 更 後		受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日		施 設 番 号	
変 更 の 理 由			備 考	

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第 4（第 6 条関係）

特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

特定施設の使用を廃止したので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類		施 設 番 号	
特定施設の設置場所		備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第 5（第 7 条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、ダイオキシン類対策特別措置法第19条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			整理番号	
工場又は事業場の所在地			受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			施設番号	
特定施設の設置場所			備考	
承継の年月日		年 月 日		
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承継の原因				

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第 6 (第 8 条関係)

ダ イ オ キ シ ン 類 測 定 結 果 報 告 書

年 月 日

都道府県知事
市 長 殿

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人によってはその代表者の氏名 印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表 1 大気基準適用施設

採取年月日 及び時刻 (開始時刻～ 終了時刻)	排出 ガス量 (m^3N /日)	排出 ガス中 の酸素 濃度(%)	測定 箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ / m^3N)	試料 採取者	分析者	備 考

表 2 水質基準適用事業場

採取年月日 及び時刻	測 定 場 所		特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/l)	採水者	分析者	備 考
	名 称	排 水 量 ($\text{m}^3/\text{日}$)						

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 測定結果については、第 3 条に基づき、別紙を用いて毒性等量を算出し、その結果を記載するとともに、別紙を添付するものとする。
- 3 2 以上の測定結果がある場合は、添付する別紙のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 4 大気基準適用施設にあっては表 1、水質基準適用事業場にあっては表 2 に記載すること。
なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて 1 葉の様式に記載すること。
- 5 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 6 2 以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあっては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 7 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

測定したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等 価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF				0.1	
	1,2,3,7,8-PeCDF				0.05	
	2,3,4,7,8-PeCDF				0.5	
	1,2,3,4,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDF				0.1	
	2,3,4,6,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF				0.01	
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0001	
Total PCDFs		-	-	-	-	
ポリ塩化ジベンゾシンゾ	2,3,7,8-TeCDD				1	
	1,2,3,7,8-PeCDD				1	
	1,2,3,4,7,8-HxCDD				0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDD				0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDD				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0001	
	Total PCDDs	-	-	-	-	
Total (PCDFs+PCDDs)		-	-	-	-	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB(#81)				0.0001	
	3,3',4,4'-TeCB(#77)				0.0001	
	3,3',4,4',5'-PeCB(#126)				0.1	
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)				0.01	
	2',3,4,4',5'-PeCB(#123)				0.0001	
	2,3',4,4',5'-PeCB(#118)				0.0001	
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)				0.0001	
	2,3,4,4',5'-PeCB(#114)				0.0005	
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)				0.00001	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#156)				0.0005	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)				0.0005	
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)				0.0001	
Total コプラナーPCB		-	-	-	-	
Total ダイオキシン類		-	-	-	-	

- 備考 1 大気の測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/㎡(毒性等量にあっては、ng-TEQ/㎡。)とし、水質の測定結果を記入する場合にあっては、単位をpg/㎡(毒性等量にあっては、pg-TEQ/㎡。)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは"ND"と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格K0311又はK0312によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

フレキシブルディスク提出書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 (報告者) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

ダイオキシン類対策特別措置法第 条第 項の規定による届出 (報告) に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本提出書に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1 . フレキシブルディスクに記録された事項

2 . フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 「ダイオキシン類対策特別措置法第 条第 項」については、当該届出又は報告の根拠条項を記載すること。
- 2 フレキシブルディスクに記録された事項の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 3 フレキシブルディスクと併せて提出される書類の欄には、当該届出又は報告の際に本提出書に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 5 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。

様式第 8（第14条関係）

表 面	
←----- 12センチメートル -----→	
第 号	
ダイオキシン類対策特別措置法第27条第 5 項及び第34条第 3 項の 規定による身分証明書	
職名及び氏名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
環 境 庁 長 官 都道府県知事 市 長	印

ハ
ト
ー
メ
ン
チ
ン
ヤ
8

裏 面
ダイオキシン類対策特別措置法抜すい
第27条 都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壤のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。
4 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土壤のダイオキシン類による汚染の状況を調査測定するため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地に立ち入り、土壤その他の物につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壤その他の物を無償で集取させることができる。
5 前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
第34条 環境庁長官又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置している者に対し、特定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。
3 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第41条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。
第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
三 第34条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者